

工事請負契約書

1. 工事番号・名称 第 2 6 - 6 0 1 1 0 - 号
 〇〇工事
2. 工事の場所 いわき市 地内
 〇〇工業用水道
3. 工 期 着 工 令和 年 月 日
 完 成 令和 年 月 日
4. 工事請負代金の額 金 円也
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)
5. 契約保証金 金 円

上記の工事について、発注者 福島県 と受注者 は、福島県
工事請負契約約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の
定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

(書面契約による場合)

上記の契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有す
る。

(電子契約による場合)

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規
則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 4 の 2 に規定する電子署名を行い、各自そ
の電磁的記録を保有する。

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開
始日より後の日である場合にあっては、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始
日から生じるものとする。

令和 年 月 日

発注者 福島県いわき市泉町字小山 3 1 0 番地
 福島県
 福島県企業局いわき事業所長 加藤木 玲

受注者

特約条項

- 第1 福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第38条第1項ただし書きの表中、請負代金額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。ただし、第1項の部分払を請求する場合にあっては4回とする。
- 第2 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村等が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付することができる。
- 第3 約款第37条に次のただし書を加える。
- ただし、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。